

みんなで
護ろう文化財

VOL.34

文化財保護委員会



特別編(2)

コラム・みんなで護る文化財

阿蘇市教育委員会
文化財保護委員会

■文化財の範囲

これまでこのコーナーで取り上げた文化財は、すべて「文化財保護法」という法律の趣旨にもとづいて指定されたものです。

文化財保護法では有形・無形を問保護の対象としており、私たちの生活する地域の歴史や文化、自然を理解する上で欠かせない貴重な国民的財産として文化財を位置づけています。(文化財の種類については広報「あそ」2007年8月号を参照)

■文化財の指定

いわゆる指定文化財には国・都道府県・市町村の3つの区分があり、文化財保護法では国指定について詳細が述べられています。国指定以



国指定重要文化財・阿蘇神社
現在、防災設備の整備が進む

文化財の指定には、その価値を証明するための学術的な裏づけが必要です。また調査・研究の進展や新発見によって、文化財の由来や作られた時代など詳細が判明し、自治体指定から国指定へ「昇格」する場合があります。同じような理由で指定されていないものが国指定になることもあります。

阿蘇市では阿蘇神社の社殿群が旧一の宮町指定文化財(合併後は阿蘇市指定)でしたが、熊本大学の伊東龍一教授による詳細な調査の結果、

外のものは、保護法に準じて各自治体で文化財保護条例が定められています。国指定文化財は、我が国の歴史上または学術的価値が高いもので、いわば日本を代表する象徴的なものが選ばれます。また、各自治体指定はその地域を代表する文化財となります。

江戸時代後期の特徴を示す建造物であることや、建築を指揮した棟梁や造営の経緯が文献記録に明らかであることが認められて、平成19年6月に国の重要文化財に指定されました。

■文化財保護の在り方

文化財は、原則としてその所有者や関係者が大切に保存するように保護法で義務付けられています。また一般の国民も文化財保護に協力しなければならないことになっています。ここにいう保存とは、その文化財の昔からの姿を出来るだけ変えずに守り伝えていくということです。

文化財の老朽化や劣化は避けることのできない問題ですが、その場合でもむやみに改変はせず、出来るだけ本来の姿を残しつつ、慎重な修理修復が求められます。

■地域で輝く文化財

文化財は指定されているかいないかに関わらず、地域の中で守られていくことが大切です。

文化財の多くが、それが地域で昔から続けられてきた伝統的行事や信仰に関わるもので、生活に根ざして「使われる」文化財こそが大切です。

今後も先人から伝えられた文化財を私たちの手で大切に守り、阿蘇の人(あそんもん)の誇りとして未来において地域の文化財を生かした企画が盛んに催されています。



現在も生活道路となっている天神橋
一の宮町坂梨地区